

インターネットの向こう側

関連する主な人権課題：インターネットによる人権侵害

1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) インターネットにより、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えている。他人への誹謗中傷や、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な落書きなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れている。また、近年、特に問題となっている児童ポルノは、それ自体、決して子どもの人権擁護上許されるものではない。しかも、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となる。その結果、被害を受けた児童は、将来にわたって永く苦しむこととなるなど、重大かつ深刻な人権侵害である。
- (2) インターネットによるコミュニケーションは、「人と人のコミュニケーション」であることを常に意識して、互いの人権に配慮すること、コンピューターや情報通信ネットワークの特性などにも配慮することが大切である。また、社会的・文化的な環境や考え方には、人それぞれに違いがあること、利用する情報機器の技術的な環境にも違いがあることなどにも配慮することが必要である。
- (3) 情報発信の結果として、他者の人権を侵害し、損害を与える可能性もありえることに留意し、結果を予見することを習慣づけることが大切である。また、人権を侵害する可能性がある場合には、その情報発信を控えるなど、慎重な態度を保つことが重要である。情報発信の際には、老眼や視覚障害、聴覚障害などの人も含めて、すべての人に情報の利用が可能になるよう、ユニバーサルデザインの考え方をもって情報の表現方法を工夫することが大切である。
- (4) 指導に際しては、情報モラルなどに関する学習の成果を踏まえ、情報社会におけるよりよい人間関係を構築するためには、その基盤として、日常生活における望ましいコミュニケーションの在り方を理解させるとともに、自他の人権も大切にしようとする意欲や態度を育成することが重要である。

2 展開例（研究課題(1)）

(1) 学習のねらい

情報モラルなどについて正しく理解し、自他の人権を尊重しながらインターネットを活用しようとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 各自の体験を踏まえて、インターネットにおけるトラブルについて話し合う。	○ 人に知られたくない体験をもつ生徒もいることに配慮させる。
2 情報モラルについて知っていることをまとめる。	○ 教科「情報」の内容と関連付けてまとめさせる。
3 自分自身の情報モラルを高めるには、どのようにすればよいか話し合う。	○ 日常生活におけるコミュニケーションのあり方などと関連付けながら考えさせる。
4 ふり返りを行う。	○ 自他の人権を尊重しながらインターネットを活用しようとする意欲や態度を身につけさせる。

3 参考

(1) 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」

[OECD（経済協力開発機構）昭和 55（1980）年]

プライバシー保護などに関する国際的な基本原則を定めたものであり、日本の個人情報保護法の考え方のベースになったものである。自分に関する情報は、自分でコントロールするという考え方に立ち、「安全保護の原則（個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示などの危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。）」などの国内適用 8 原則が勧告されている。

(2) 個人情報保護の過剰反応について（兵庫県民情報センターHPより作成）

個人情報保護法が、平成 17（2005）年 4 月に全面施行されたことを契機に、必要とされる個人情報の提供が行われなかったり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、いわゆる「過剰反応」と言われる状況も一部に見られる。この背景としては、個人情報保護法の誤解や理解不足、個人情報保護制度の導入を名目として、個人情報の提供を拒んでいることなどが指摘されている。個人情報保護法の目的は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することであるから、この法律の趣旨の通り、個人情報の適正な取扱いが確保される必要がある。

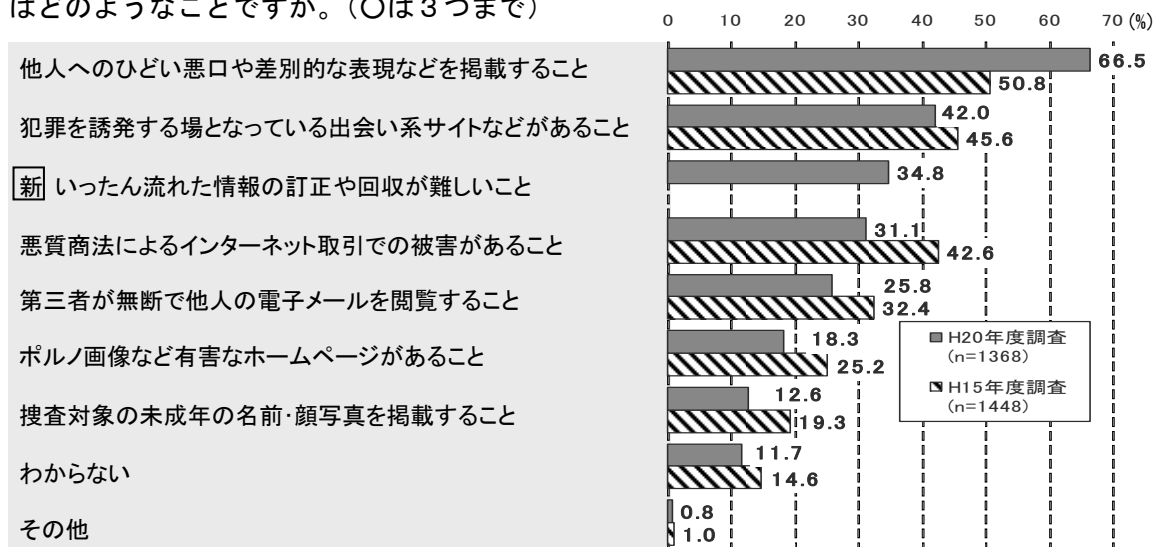
(3) 主な関連法令など

施行	最終改正※	名 称
平成 11 (1999)年	平成 16 (2004)年	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）
平成 15 (2003)年	平成 20 (2008)年	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）
平成 21 (2009)年		青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
昭和 38 年 (1963 年)	平成 21 (2009)年	青少年愛護条例（兵庫県）

※ 平成 23（2011）年 3 月末現在

(4) 人権に関する県民意識調査

インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが、とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は 3 つまで）



※ 新 は、平成 20 年度に新たに設けた項目。（平成 20（2008）年 兵庫県・財団法人 兵庫県人権啓発協会）